

令和5年5月12日

事業主様
事務担当者

関西文紙情報産業健康保険組合
(公印省略)

令和5年度「被扶養者にかかる特定健診」について（ご案内）

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当健保組合の事業運営に格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、昨年と同様に対象者のご家庭に6月を目途に送付いたしますのでお知らせします。

この特定健診は、40歳以上の方を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し生活習慣病の予防を目的として、健保組合に法令で義務付けられているもので、その受診率が高齢者医療制度に拠出する支援金の増減に反映される仕組みとなっております。

つきましては、ご家族様の健康管理はもとより、組合財政の健全化にもつながることとなりますので、従業員様からお問い合わせ等がございましたら、是非ご家族様に受診していただくようご勧奨をお願い申し上げます。

なお、被保険者（従業員様ご本人）については、「定期健診」や「生活習慣病予防健診」、「人間ドック」等に必要な検査項目が含まれていることから、これらの受診が「特定健診」の受診となりますので、当健保組合の“健康管理室”や“契約医療機関”等をご活用いただき、毎年必ず受診していただきますようお願いいたします。

特定健診・特定保健指導の内容は、当組合ホームページに掲載しています。

URL <http://bunshijyoho.jp/>

トップページ ≫ 保健事業 ≫ 特定健診・特定保健指導

このことでのお問い合わせは、健康保険組合（保健事業課）まで

06（6765）9212